

教育委員会 平成 26 年度 6 月定例会の概要

- 日時 平成 26 年 6 月 20 日 (金)
9 時 30 分開会 10 時 52 分閉会
- 場所 鎌倉市役所 講堂
- 出席委員 山田委員長、下平委員、齋藤委員、安良岡教育長
- 傍聴者 3 人

○本日審議を行った案件

1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告
 - ア 鎌倉市立大船中学校改築の進捗状況について
 - イ 世界遺産登録に関する取扱状況について
 - ウ 歴史的風致維持向上計画の策定に向けた取組について
 - エ 行事予定 (平成 26 年 6 月 20 日～平成 26 年 7 月 31 日)

2 議案第 14 号 平成 26 年 (行コ) 第 210 号 保護者の地位確認等請求控訴事件の応訴について

3 議案第 15 号 鎌倉市吉屋信子記念館協議会委員の解嘱及び委嘱について

山田委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより 6 月定例会を開会する。

朝比奈委員から、本日の会議を欠席する旨の届け出があった。

本日の会議録署名委員を下平委員にお願いする。

課長等報告で「世界遺産登録に関する取組状況について」及び「歴史的風致維持向上計画の策定に向けた取組について」があるが、この件について事務局から、市長部局の歴史まちづくり推進担当職員を出席させたい旨の申し出があったので、これを了承し、出席させている。

1 報告事項

- (1) 委員長報告

山田委員長

6月は、梅雨なのになぜ水無月というのか、よく子どもたちから聞かれる。「無」というのは「の」という意味で、水の月という意味、つまり田んぼにお水を張る時期だから、水の月というのだと説明している。今週末には夏至を迎えて、月日が経つのが早いなと思っている。

5月27日と6月13日に臨時教育委員会を開催した。6月6日には、学校訪問で下平委員と齋藤委員と一緒に植木小学校に行った。校長先生は、非常に温かく学校を包んでいらっしゃるという印象を受けた。

問題が発生したときにはすぐに対応することによって、いろいろな問題を未然に防ぐことができ、不登校もなく、保護者との関係も非常に良好で、なるべく細かく情報発信をして、協力体制を築いているというお話だった。

そして、子ども時代を子どもらしく生きることの大切さを重視し、先生からのメッセージをアニメのキャラクターを使って、校長先生の手書きの上手な絵で表していて、それを子どもたちが常によりどころにして生活しているのも非常にユニークだった。

施設に関しては、水道管がちょっと壊れていて、雑巾などを当てて応急処置しているところがあり、これは危ないと感じた。

齋藤委員

学校に伺った際のお迎えの雰囲気がとてもよく、校長先生ご自身の学校経営方針が学校全体に行き渡っていると感じた。先生方も、ようこそいらっしゃいましたという温かい雰囲気を感じた。「すぐやる」「必ずやる」「できるまでやる」という基本原則が、非常に強く表れている。校長先生がリーダーシップを発揮され、先生方を信じ、そして子どもたちと和気あいあいと一つ一つ育てていっている成果だと感じ、とても嬉しく思った。

掲示物の絵画関係も、素敵なものを作っていて、この学校は専門的な知識を持っている方が伝授していると感じた。

下平委員

給食を1年生と一緒に食べさせていただいた。驚いたのは、給食を残す、食べられなければ返していいよと先生が言うと、みんなが返しに行く。今は昔と違ってアレルギー等の問題があつて、残さず、食べられるまで食べなさいという教育ができないのは分かるが、残す子があまりに多くないかと思った。せっかく栄養士さんが計算をして、子どもの体にいいものをいい食材で作っているのに残すのは問題で、何か良い指導の仕方がないかと、一点、気がかりに感じた。

山田委員長

今回の植木小学校は、校長先生と昼休みに遊びたいのに、お客さんが帰らないから遊べない、早く帰ってくれというように感じる場所もあつて、そこまで先生が慕われているんだなと嬉しくなった。

翌日は、生涯学習センターで開かれた「そして父になる」という映画会に行き、改めて親子は何で繋がっているのか、しみじみと感じ、涙した。

下平委員

5月15、16日に、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会の長野大会が開催され、山田委員長が欠席のため、私が職務代理として参加した。

鎌倉は今年、理事の年に当たっているので、5月15日に行われた理事会、そして情報交換会にも参加した。

総会には朝比奈委員も合流し、関東甲信越静岡から1,300人を超える教育委員の皆さんが集い、非常に熱い大会になった。長野の方々が非常におもてなしの心を発揮されて、会を盛り上げてくださり、心から感謝している。

研修会は、東大の名誉教授で行動主義心理学の大家である佐伯胖先生の講演があった。佐伯先生は、人間は動物と違って、もっと豊かな心、繊細な心を持っているから、教えられると思った瞬間に考えるスイッチを切ってしまう、心は止まってしまうのだと。そういうことが分かって、その結果、不登校が増えたとか、引きこもりが世の中に多くなったと話された。

親が指導してやるとか、先生が教えてやるとか、ここが目的地だから、ここへ行けという指導ではなくて、一緒に考えていこう、君はどう考えるのか、あなたと私という関係性を大切につくる、まさに人権の問題だと思う。お互いの尊厳を大切にしたい真の人間関係の中でだけ、人間というのは心が活性化していくんだと強く訴えていらっしやう。

6月16日には、玉縄中で生徒理解研修会に参加した。講師は岡山の山陽学園大学の教授で、以前は東海大学の教授をされた近藤卓先生。日本ののちの教育学会会長でもあり、自尊感情をどう育てるかというのは、横並びの共有体験、一緒に感じ、考えるという上下関係ではなく、横並びの関係の中で自尊感情は育つとおっしゃっていたので、心理学の世界では自尊感情というのが非常に大きなテーマになっているが、お互いを大切にする真の関係性をつくるのが、これから教育でも心理学でも課題だと思った。

大人が理屈でどうしようとするよりも、子どもたちはもっと直感的、本能的に解決の道を持っている気がする。大人のほうがすぐれているのではなく、子どもの中にも、大人にはないすぐれた豊かなものや発想があると大人たちが信じて、大切にしていこうとすることが非常に大事なんだろうと、今回の経験からも強く感じた。

(2) 教育長報告

安良岡教育長

6月17日の夜の11時半頃、御成中学校の斜面で倒木があって、学校の敷地に隣接している民家のフェンスなどが破損した。根元が腐っていた関係で、外からでは危険があるようには見えなかったが、非常に大きな木だったので、今後、各学校においても確認し、危険性のあるものについては枝を落とすなど対応していきたいと考えている。今回、怪我人はなかったが、通学路の横なので、倒れる方向が違えば、あるいは時間帯によっては子どもたちにも危

険があったので、再度各学校で確認をしたい。

また、稲村ヶ崎小学校では、極楽寺駅から学校へ行く通路が、あじさいの季節になると非常に観光客が増えて、子どもたちが下校の際、歩道からはみ出してしまふ。校長から保護者の方に放課後の見守り等をお願いしているが、人手が足りないということで、ガーディアンズをお願いをした。しかし警察の協力を得て交通整理をしていかないと危ないのではないかとということで、市民安全課が調整して、昨日から鎌倉警察の方3名で、下校時刻に合わせて極楽寺駅の近辺の交通整理をしていただいている。

(3) 部長報告

教育部長

開会中の議会関係の報告を簡単にさせていただく。6月議会は11日から27日までの17日間、一般質問は11日から17日で、18人が質問を行う予定。

教育委員会に関係する議題として、朝比奈委員が任期満了で人事案件を提出し、再任について議会総員の賛成で同意をいただき、引き続き教育委員をお願いする予定である。

また、5月の定例会で議案提出したいじめ問題の対策連絡協議会と、いじめに関する調査委員会の条例の制定について、議案として提出している。18日の教育こどもみらい常任委員会です承され、6月27日の最終日に本会議で議決をいただく予定である。

教育センター条例の一部の改正をする条例は、教育委員会の事務室を本庁から移転することに伴い、設置条例中、位置の変更を議案として提出している。常任委員会です承され、6月27日の議決を待つ状況である。

一般質問では、御成小学校の旧講堂について老朽化をしており危険だというご意見、それから小学校にある校庭の、屋外のトイレを整備してくれないかというご意見があり、校舎の中、体育館にあるトイレの改修は順次やっていると答弁させていただいている。

教職員の労働安全衛生体制、給食の状況、食中毒の予防、教職員の多忙化への取組み、配慮についての話があった。

子どものための教育環境について、修学旅行などで外泊する場合に養護教諭と一緒にいけると、学校の中になくなるので、体制や整備を求める話があった。

防災関連では、3.11の大川小学校の事故検証委員会の関係で裁判などが起きた件での質問があった。

いじめ、体罰、最近、厚木であった所在不明児への対応、教育現場におけるノーマライゼーション、手広中学校に全盲の先生がいらっしゃることに関連してノーマライゼーションの実現、鎌倉市の対応について質問があった。

通学路の安全の問題、情報リテラシーの教育、いたずら半分でネット上に投稿してしまった画像が一生消えず、犯罪行為になってしまったり裁判になったりしている事例もあって、こういうことを簡単にやっしまわれないよう教育が必要ではないかという質問もあった。

そのほか、放課後の子どもの居場所の問題や子どもたちの犯罪予防について、質問をいただいた。

常任委員会では、いじめの関連の条例、体罰の調査結果の報告、図書館サービス計画の報告をさせていただきました。

文化財部長

文化財部関係の一般質問は、世界遺産登録と史跡の保存に関して3名の議員から、お一人は、野村研究所の跡地の竹林の管理についての質問をいただいた。

世界遺産登録の関係で、再挑戦するに当たって、特に市長の政治姿勢、あるいは行政の継続性の視点から、引き続き取り組んでいくのかとの質問に、市長から、世界遺産については引き続き取り組んでいくという決意を表明させていただきました。

また、八幡宮の横に建設を予定されていた、うちゅう保育園の跡地、政所の跡地と言われているところの発掘調査、世界遺産登録に向けての今後の取り組みについて、どう考えているのかという質問では、まちづくりの取り組みを今後展開して、再調査に向けたまちの基盤を整えていくと答弁した。

政所跡地の発掘調査については、ほとんどが宅地で利用されている現状で、調査方法、調査体制、課題はあるが、発掘調査に取り組んでいく姿勢であると、市長が答えた。

世界遺産登録に関連した和賀江島の保全についての質問は、保存管理計画に沿って、当面、現状維持の管理的整備に努めていくこと。地元の方々と連携をしながら、今後の保全に取り組んでいくと答弁した。

野村の竹林の管理については、竹林が竹やぶ化しているので適正な管理を、また、竹林を活用して、子どもたちに竹文化について学ぶ機会の提携をしてほしいという質問があった。タケノコの採取は、タケノコ掘りという体験を通して、子どもたちが自然学習の中で、竹林の維持管理、竹や竹文化について学ぶ貴重な機会になること、公園協会を通じてボランティアのご協力も得ながら整備を進め、子どもの自然学習の場としての活用については、関連部署と調整を図っていききたいと答弁した。

6月18日に開催された教育こどもみらい常任委員会では、世界遺産登録に関する取組状況についてと、歴史的風致維持向上計画の策定に向けた取組について報告した。

6月23日の総務常任委員会でも同様の報告をさせていただく予定である。

(3) 課長等報告

報告事項ア 鎌倉市立大船中学校改築の進捗状況について

山田委員長

報告事項ア「鎌倉市立大船中学校改築の進捗状況について」報告をお願いします。

学校施設課長

鎌倉市立大船中学校改築については、平成25年5月の当委員会において、鎌倉市立大船中学校改築に係る基本設計案を報告させていただきました。

基本設計案については、平成 25 年 5 月から 6 月にかけてパブリックコメントを実施し、市民等の皆様からいただいたご意見を踏まえて、一部の諸室の配置を変更し、基本設計にまとめた。

この基本設計に基づき、詳細設計となる実施設計を平成 26 年 1 月に完成したので、本日は、この実施設計の概要について、報告させていただく。

なお、当該実施設計については、6 月 18 日の市議会 6 月定例会教育こどもみらい常任委員会にて報告し、総員の了承をいただいている。

それでは説明に入らせていただくが、各階平面図の説明については、基本設計案からの変更のあった諸室の説明とさせていただく。

お手元の資料の 1 ページをご覧ください。鳥瞰図になる。南西側上空から見た、改築後の大船中学校のグラウンド、部活棟、校舎棟、スポーツ棟のイメージである。

次に 2 ページをご覧くださいと、建物内部の鳥瞰図となる。1 階の生徒用昇降口からアカデミアラウンジ、中庭を見通したイメージである。

続いて資料の 3 ページをご覧くださいと、校舎棟などの配置図及び案内図となるが、見づらいと思うので、1 ページに戻り、鳥瞰図をご覧ください。校舎棟には、太陽光発電設備を設置する。校舎の右手にあるスポーツ棟には、屋外プールを設ける。グラウンドについては、陸上競技用に 200 メートルトラック及び 100 メートルの直線コースなど、また、常設の全天候型のオムニテニスコートを 3 面備えるとともに、予備のテニスコートスペースを 3 面分確保している。グラウンドは、予備のテニスコートスペースを除いても、野球やサッカー競技に十分使用できる広さを確保している。このグラウンドについては、市内の中学校競技大会の会場としての利用も考えている。なお、グラウンド整備については、校舎棟やスポーツ棟が竣工した後に整備に着手することとしている。

続いて、資料の 4 ページをご覧ください。校舎棟 1 階及びスポーツ棟 1 階平面図である。1 階では、パブリックコメントのご意見を踏まえ、保健室の場所を南側の校庭に面した職員室の隣に変更した。これに伴い、校長室を会議室があった場所に変更し、保健室があった場所は会議室とした。また、技能員室のあった場所には事務室を、技能員室は会議室の隣に変更した。

次に、5 ページをご覧ください。校舎棟 2 階及びスポーツ棟 2 階平面図である。2 階では、技術室を美術室へ変更した。これに伴い、技術室は 3 階へ変更した。

次に、6 ページをご覧ください。校舎棟 3 階及びスポーツ棟 3 階平面図である。3 階では、美術室を 2 階の技術室があった場所に変更したことに伴い、技術室をこの階に配置した。

続いて、環境へ配慮した点について説明させていただく。大船中学校の改築に当っては、環境に一定の配慮を図っており、これには大きく四点ある。

一点目は、太陽光発電設備である。校舎棟屋上に 35 キロワット程度の発電能力を備えた太陽光発電設備を設置する。発電した電力は校内で使用することで、環境負荷の低減を図る。今後、東京電力株式会社との協議を必要とするが、土日など電力利用の少ない日には、余剰電力を売電する。災害による停電時には、リチウムイオン蓄電に充電した電力を、スポーツ棟のエントランス照明や携帯電話の充電などに活用する。

二点目は、LED照明である。照明器具をLED照明器具とし、教室の照明については、調光センサーを設置し外部の明るさに合わせ内部の照度を調整する。また、廊下やトイレには人感センサーを設置し、人がいないときには自動消灯することで、電力消費を抑える。トイレの手洗い場はセンサー式水栓とし、男子トイレの小便器はセンサー式自動洗浄とすることで節水を図る。

三点目は、冷暖房設備である。校舎棟にはガスヒートポンプ式エアコンを設置し、電力ピークカット及びランニングコストの低減を図る。

四点目は中水利用である。スポーツ棟ピット部分に雨水貯留槽を設置し、雨水を植栽の散水に使用したり、トイレの洗浄水に利用する。

続いて、災害時の利用についてである。スポーツ棟は災害時の避難所になるが、非常用発電機が使用できるよう外部に接続盤を設置する。また、集会室や武道場に、災害時にはガスよりも復旧の早い電気によるエアコンを設置する。部活棟に設置する受水槽は、上水用 15 立法メートル、プール水用 35 立法メートルとし、ともに緊急遮断弁を設け、災害時には受水槽の水を飲料水等に利用できるようにする。

次に防犯対策である。不審者の侵入対策として、校門、昇降口及びスポーツ棟の死角になる部分などに防犯カメラを設置するとともに、校内の廊下や保健室には非常ベルを設置する。これにより、職員室ではモニター監視や、緊急事態が発生した場所が分かるようになる。

保健室にはインターホンも設置することから、養護教諭が保健室を離れることなく、職員室と連絡を取りあうことができるようになる。また、保健室を職員室に隣接する配置としたことから、養護教諭が保健室を離れるときには、教職員がこれをカバーするための、迅速な連携が図れるものと考えている。

実施設計についての説明は以上だが、ここで、改築工事に係る工事発注手続の状況について、報告させていただく。

鎌倉市立大船中学校改築工事は、工事を建築住宅課に委任し、契約事務は契約検査課が執り行っている。発注は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の三つに分け分離発注し、平成 26 年 4 月 14 日に入札を公告した。入札参加申請の期限までに、建築工事については入札に参加を申請する事業者がなかったことから、入札条件に基づき電気設備工事、機械設備工事についてもすべての入札が中止とされた。

こうしたことから、発注条件等の一部見直し、平成 26 年 5 月 19 日にあらためて入札を公告し、6 月 17 日に開札したところである。開札の結果は、建築工事が不調となったことから、入札条件に基づきすべての入札が中止とされた。

今後の対応については、既に学校施設課、建築住宅課、契約検査課の三者で協議を重ねており、早急に次に向けた対応を図ることとしている。

(質問・意見)

山田委員長

図面上の質問だが、アカデミアラウンジとかステップラウンジというのは、ホールみたいになっていて、多目的に使えるスペースなのか。

学校施設課長

ここは部屋というよりも一つのフロアになっており、多目的に使えるスペースで、アカデミアラウンジについては地域の催しがあった場合などに開放することも考えている。ステップラウンジについては、生徒と生徒同士、生徒と教職員が談話したり、ちょっとした会議にも使える。

山田委員長

このアカデミアラウンジは、外から直接出入りができるということか。

学校施設課長

催し物をするとき地域に開放する場合に昇降口などを開放するので、アカデミアラウンジと続いて中庭、一連で使用できると考えている。

下平委員

東北の震災のとき、学校の体育館等が避難施設になっていて、そこで大きな悲劇が起こった。大船のこの位置に関しては、津波とか、川の氾濫とか、そういう視点から安全性も確認していただいているか。

学校施設課長

柏尾川、砂押川があるので、地震、津波、川の氾濫にも大丈夫のように考えている。

また、大船中学校脇にも川が流れているが、雨が降るとかなりの水量が一時に川へ流れることが考えられる。特に、大船中学校の敷地内の水が一気に行くと、川が氾濫することも考えられるので、スポーツ棟とか校舎棟の地下に貯留槽を持っている。特に、校舎棟の貯留槽については雨水が一時貯留して、少しずつ、オーバーフローしたものを川に流していく。一気に流すことなく、少しずつ流すという工夫もされている。

山田委員長

入札の今後の見通しは、どのようにお考えであるか。

学校施設課長

入札が不調に終わった原因については、明確なものがない。全国的に公共工事が入札不調で、最近では、オリンピックにかかわる国立競技場の解体工事も入札不調になったと大きく報道されている。報道によると、東北の震災復興、6年後の東京オリンピックなどの影響でなかなか人が集まらず、資材が高騰しているということから、入札不調が発生しているのではないかと考えており、今後、入札条件を様々な角度から見直し、速やかに次の対応を図っていきたいと考えている。

ただ、入札条件には工期も含まれるので、あらゆる角度から見直すことになり、その中で工期が遅れるということも考えの中に入れておかなければならない。

(報告事項アは了承された)

報告事項イ 世界遺産登録に関する取組状況について

山田委員長

報告事項イ「世界遺産登録に関する取組状況について」報告をお願いします。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長

「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録に関する取り組みについては、案内のとおり昨年4月30日にイコモスより不記載の勧告を受け、6月に政府として推薦を取り下げたところである。

その後の取り組みとして、主に4県市一県、横浜市、鎌倉市、逗子市、この4県市共同でイコモス勧告の分析・検証作業を進めてきたが、このほど、お手元の資料のとおり検証結果を取りまとめたので、報告させていただく。

議案集では2～3ページに報告事項を記しているが、お手元の別になっている資料2を用いて説明させていただく。

それでは、1ページをご覧いただきたい。「はじめに」では、「武家の古都・鎌倉」の推薦から「不記載」勧告、推薦取下げの経緯を整理し、再推薦・登録に向けた取り組みの第一歩として、イコモス勧告の分析・検証を行ったことを述べている。

次に、1の「イコモス勧告の分析」だが、(1)で「武家の古都・鎌倉」の推薦書の概要、2ページ目の(2)で「不記載」とされたイコモス勧告の概要、(3)でイコモス勧告の構成について解説している。

3ページをご覧いただきたい。この3ページから10ページまでの(4)「分析」が、今回の分析・検証の中心となる。

3ページにお戻りいただき、アの「評価された点、評価されなかった点」については、4県市として勧告全文について読み込み、125項目について、評価された点79項目、評価されなかった点46項目に分類したが、その結果は、4ページの第1表にまとめている。

評価された主な点は、3ページの(ア)に記したa～dの4点で、構成資産及び緩衝地帯の範囲は適正で、保存管理も十分とされた。構成資産のすべてについて真実性が認められ、完全性についても社寺と切通は、武家の精神、文化、防御、政治的側面を示す物証として十分とされた。

一方、評価されなかった主な点は、5ページの(イ)に記したa～eの5点だが、仏教及び神道の遺産という面での比較研究が不十分であるうえに、権力の所在や都市生活に係る物証が不足していることから完全性は極めてむらがあるため、武家政権の樹立と武家文化創出の物証であると主張する評価基準iii、及び要害的地形と一体となった政権所在地の見本であると主張する評価基準ivのいずれも適合しないとされた。そして結果として、「武家の古都・鎌倉」の顕著な普遍的価値が証明されておらず、世界遺産への登録は相応しくないとされた。

4ページの第1表をご覧いただくと、一見して評価された点が多いということが分かる。

にもかかわらず、「不記載」となったのは、勧告の枢要な部分を占める「3. 価値の証明、完全性、真実性」の部分で、特に「比較研究」及び「完全性」について「評価されなかった点」が多かったことが大きな原因と考えられる。

なお、4ページの第2表は「武家の古都・鎌倉」の構成資産に含まれる21の史跡等の評価された内容をまとめたものである。

続いて、5ページをご覧いただきたい。只今説明した4県市の分析結果について、国内外の有識者からご意見を伺った結果を、「イ 有識者の意見」として記述している。

6～7ページの第3表にいただいたご意見の詳細を示しているが、それらをまとめると、勧告に関しては5ページの(ア)と(イ)に示しているが、主に4県市の分析結果については概ね妥当である。「不記載」の大きな原因は、やはり都市としてみられたことが大きい。「武家の古都・鎌倉」は武家政権や政権都市を強く意識させる印象があるが、それを示す物証が不足していたといったご意見をいただいた。

次に、再推薦に向けては、都市とみなされない明確なコンセプトが必要であること。イコモス勧告で評価された社寺等を強調していくべきである。まずは、残されている有形の物証についてしっかりと比較研究を行うべき、などのご意見を頂戴した。

7ページをご覧いただきたい。「ウ 2013年イコモス勧告で不記載とされた他国の文化遺産の分析」では、鎌倉同様に、イコモスから「不記載」の勧告を受けた5件の文化遺産について、分析した結果を述べている。この5件は、7ページの(ア)分析対象のa～eに概要、(イ)に主な分析の視点を記述し、10ページの第4表に視点ごとの分析結果を示している。

9ページにお戻りいただき、(ウ)で分析結果をまとめているが、「完全性」や「真実性」の全部あるいは一部が認められたとしても、5件とも「比較研究」が認められず、その結果、「評価基準」及び「顕著な普遍的価値」も認められず、「不記載」となったことが見て取れる。これは、「武家の古都・鎌倉」についても同様の傾向であると考えられる。

11ページをご覧いただきたい。これまで説明してきた4県市によるイコモス勧告の分析、有識者の意見、他国の不記載物件の分析を総合し、(5)で「武家の古都・鎌倉」の「不記載」の要因」について、ア～ウの三点にわたって述べている。

まず、一点目のアだが、イコモスは「武家の古都・鎌倉」を、中世鎌倉の都市全体を評価の対象とした、すなわち、鎌倉を都市とみなしたため、文化面を除く政治権力や都市的要素の物証が不足するとして、完全性が評価されなかった。

二点目のイだが、歴史的重要性の説明が中心となったため、比較研究に基づく個々の構成資産や神社や寺院、切通などの重要な要素の価値に関する説明が不十分とされた。

三点目のウだが、国内的価値に留まらない、世界的な普遍性を訴える説明が不十分とされた。

同じく11ページの「2 「平泉」の再推薦の取組から見た留意点」だが、ここでは、再推薦・登録に向けた取組の参考とするため、先行事例である「平泉」について詳細な聞き取りを行った結果、取組み上の留意点を抽出している。

抽出された留意すべき点は、11ページから12ページの(1)～(4)にお示ししたとおり、「比較研究の重要性」、「文化財に関する調査・研究の重要性」、「文化遺産を活かしたまちづくりの重要性」及び「地域住民との協働、積極的な情報発信の重要性」の四点にまとめ

られた。

最後に、12ページの「3 今後の方向性」をご覧いただきたい。ここでは、この分析・検証のまとめを行い、今回の分析・検証の結果、比較研究を中心に基礎的な調査研究を充実させる必要などの課題が顕在化したこと。今後は、コンセプトをどのように練り上げていくのか、資産をどのように構成していくのか、特に、顕著な普遍的価値を証明するためにどのように比較研究を行っていくのかなど、具体的な検討や作業の段階に入っていくことになること。そのためには、適宜、有識者の意見等を踏まえ、検討や作業を進めていくことも大切であるが、構成資産となる可能性を有する社寺等の所有者はもとより、県民、市民、関係団体などのご理解、ご支援をいただきながら、一体となって進めていくことが必要であることなどの方向性を述べて、まとめとしている。

(質問・意見)

山田委員長

比較研究というのは、今後どのようにしていくのか。一言で、どのようなものと比較していくというお考えなのか。

それと、決められない状況だとは思いますが、今どのようになっているのか、教えてほしい。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長

イコモス勧告では、「武家の古都・鎌倉」の前の推薦でも、比較は行っている。ただし、鎌倉全体を、既に登録されている京都や奈良、海外でいうと元の上都の遺跡とか、固まりと固まりを比較した。

しかし、今回のイコモスからの指摘は、そうではなくて、鎌倉にある諸々の要素、個々のレベルまで掘り下げて比較するんだと。例えば、大仏なら、奈良の大仏であるとか、海外にある大仏、あるいは神社建築、寺院の建築、そういったものを個々に比較する。比較する相手は、基本は既に世界遺産に登録されているもの、さらには世界遺産に登録しようとしている暫定リストに含まれているもの。さらには、もっとすそ野を広げて、まだリストに上がっていないものも対象にすべきと言われている。

期間については、今年度は、まず比較する相手先を特定して、実際にその先に出かけ状況を確認してくるという作業。来年、2年目は、特定したものをさらに深めて、新しいコンセプトがつけられるような材料を抽出する作業。3年目に、それらを総合して資料化を図る。資料化というのは、コンセプトをつくるためのデータ整理で、こういったステップを踏んでいくと、最低でも3年程度の比較研究の期間を要すると考えている。

下平委員

4県市による分析もしてくださっているが、引き続き、4県市で前と同じような、かなり広範囲にわたる登録申請だったと思うが、それは変わりなく進んでいくということか。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長

当面は4県市の体制を維持していきたい。比較分析、比較研究を行うにあたって、こちら側の要素としては、「武家の古都・鎌倉」に含まれていたものが基本になろうかと思う。そこをスタート台として、比較研究した結果、広がるのか縮まるのか、その研究の結果次第と考えている。

山田委員長

もう一つ、不記載の要因として、物的証拠の不足が大きかったように伺っているが、比較研究が充実すれば、出し方などを工夫すれば、補えるとお考えか。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長

物証が不足しているというのは、「武家の古都・鎌倉」という考え方をとるならば、物証がない、例えば政権の所在地、あるいは都市的要素ということになるが、比較分析を徹底して行った結果、どういう物証が使えるのか、使えないのか吟味した上での作業になるので、物証不足という評価が出ないように、比較研究をやった上でストーリーを組むと、こういうことになろうかと思う。

(報告事項イは了承された)

報告事項ウ 歴史的風致維持向上計画の策定に向けた取組について

山田委員長

報告事項ウ「歴史的風致維持向上計画の策定に向けた取組について」報告をお願いします。

歴史まちづくり推進担当担当課長

歴史的風致維持向上計画の策定に向けた取組については、平成26年3月の定例会において、計画策定の準備作業を進めている旨ご説明したが、本日は、計画策定のスケジュールと取り組みの概要について、説明させていただく。

議案集5ページ「歴史的風致維持向上計画策定スケジュール」をご覧ください。当該計画の策定にあたっては、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、いわゆる「歴史まちづくり法」の主務省庁である、国土交通省、文化庁、農林水産省と、これまで2回のヒアリングを行い、策定作業の手順などに関する確認作業を行ってきた。

このヒアリング結果に基づき、市では、概ね8月を目途に計画の骨子を取りまとめる予定としているが、骨子のとりまとめに際し、3省庁からは、特に「維持・向上すべき鎌倉の歴史的風致を整理することが最優先課題である」とのご指摘を受けている。

この「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法の第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されており、一つの事例を紹介させていただくと、「小田原城下の旧三大明神とそこで行われている例大祭及び周辺の市街地環境」が歴史的風致として認められている。

現在、歴史まちづくり推進担当では、鎌倉市域における歴史的風致と、その歴史的風致を維持・向上するための施策についても検討を進めているところである。

次に、この骨子がまとまったら、平成 27 年 1 月末頃を目途として、関連計画との調整と
いった、計画の具体化を図ってまいる。

これらの作業を経て、平成 27 年 5 月を目途に計画の素案を作成し、市民への意見公募を
経て、平成 27 年 9 月には成案としてとりまとめたうえで、10 月に国への申請を行い、11 月
末には国の認定を受けたいと考えている。

なお、国が認定した計画については、その推進にあたり、国が重点的な支援を行うことと
なっており、市は財政面などにおいて支援を受けながら、計画に登載した施策を実施してい
く予定である。

また、計画策定のための推進体制については、表の欄外に記載したとおり、庁内の関連部
局と連携を強化することや、3 省庁と継続的な協議を進めていくこと、まちづくりや歴史の
専門家から助言をいただくとともに意見交換を行うことなどを基本としながら、取り組みを
進めていく予定である。

(質問・意見)

特になし。

(報告事項ウは了承された)

報告事項エ 行事予定（平成26年 6 月20日～平成26年 7 月31日）

山田委員長

報告事項のエ「行事予定」について、特に伝えたい行事等はあるか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

鶴岡八幡宮を会場とした夏休み子ども写生大会、鎌倉生涯学習センターフェスティバル、
中学生を対象としたかまくら子ども議会を開催する。また、鎌倉郷土研究研修会であるが、
7 月 28 日に朝比奈教育委員を講師に、円覚寺で開催する。その他、記載のとおり
の行事を予定している。

(質問・意見)

下平委員

郷土研究研修会の 1 回目と 2 回目が長谷寺と円覚寺であるが、これは対象者、引率など、
詳細を伺いたい。

教育センター所長

鎌倉の郷土文化自然についての見識を深めることが目的で、話だけではなくて体験を含め

て、郷土研修会を開いている。1回目は、文化財課職員を講師に、高德院、光則寺、長谷寺等見学をして、いろいろ話を聞いて、鎌倉の文化についての見識を深める。

2回目は、朝比奈委員から円覚寺の見学と講話、座禅等の体験を通じて、鎌倉の伝統文化、社寺についての見識を深めるということで、対象は、小中学校の教員の希望者、幼稚園、保育園の保育士の希望者としている。

下平委員

教員の方が対象なのか。

教育センター所長

教員及び、小中の教員と幼稚園、保育園の保育士が対象となっている。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第14号 平成26年(行コ)第210号 保護者の地位確認等請求控訴事件の応訴について

山田委員長

日程第2 議案第14号「平成26年(行コ)第210号、保護者の地位確認等請求控訴事件の応訴について」を議題とする。議案の説明について、お願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

本事案については、5月27日開催の臨時教育委員会において、第一審の判決の内容について、報告させていただいた。また、原告が控訴状を提出したことも、本市の訴訟代理人弁護士を通じて、横浜地方裁判所に確認をした旨もあわせて報告させていただいた。

その後、平成26年6月17日火曜日に、東京高等裁判所から控訴状が送達された。

控訴の趣旨は、1 原判決を取り消す。2 (1) 主位的請求、控訴人が控訴人の子について学校教育法所定の保護者であることを確認する。(2) 予備的請求、ア 控訴人が控訴人の子について学校教育法17条の保護者であることを確認する。イ 控訴人が控訴人の子について学校教育法施行令5条1項の保護者であることを確認する。ウ 控訴人が控訴人の子について学校教育法施行規則30条1項の保護者であることを確認する。3 被控訴人は、控訴人に対し、金100万円及びこれに対する平成25年1月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。4 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。5 第3項については、仮に執行することができる。

という内容で、第1審における主張と同様である。

控訴状の内容を訴訟代理人弁護士と協議した結果、控訴人の主張は認められない、との結論になったため、応訴しようとするものである。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第 14 号は原案どおり可決された)

3 議案第15号 鎌倉市吉屋信子記念館協議会委員の解嘱及び委嘱について

山田委員長

日程第 3 議案第 15 号「鎌倉市吉屋信子記念館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とする。議案の説明について、お願いします。

生涯学習センター所長

鎌倉市吉屋信子記念館協議会は、鎌倉市吉屋信子記念館の設置及び管理等に関する条例第 11 条の規定に基づき、当該記念館の円滑な運営について審議するため、昭和 49 年に設置されたものである。

現在の委員は 5 名であり、平成 25 年 4 月 24 日から 2 年間の任期で委嘱している。この委員のうち、渡邊美恵子氏は生涯学習団体である鎌倉市生涯学習推進委員会会長として委嘱していたが、この度会長が交代したことにより、当該推進委員会から渡邊美恵子氏の辞任及び新たな会長である江口秀子氏を推薦する旨の書面が当該本人の同意のもと提出された。

このため、渡邊美恵子氏の辞任と江口秀子氏の委嘱を行おうとするものである。

なお、委嘱期間は、鎌倉市吉屋信子記念館の設置及び管理等に関する条例第 14 条に基づき残任期間とし、この議案の議決日より平成 27 年 4 月 23 日までとする。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第 15 号は原案どおり可決された)

山田委員長

そのほか、委員の皆様から何かあるか。

下平委員

部長報告であった所在不明児の件、以前、大阪でこの問題が起こったときに、鎌倉市にはそういう例はないと確認させていただいた覚えがある。今回またこういう大きな事件があって、本当にこのようなことがあってはならないと思うので、改めて鎌倉市の中で、担当部署が違うとどこかで穴が開いてしまって、産まれていたお子さんが、その後行方が分からなくなることもあり得ないとは限らないので、連絡をとり合って、こういう悲劇が起こらないよ

うに、くれぐれもお願いしたい。

山田委員長

以上で本日の日程は全て終了した。これで6月定例会を閉会とする。